

不適切な会計処理等に関する調査結果(最終報告)

当財団の附属病院特別会計における不適切な会計処理につきましては、令和6年6月28日に、その調査結果、原因及び改善・再発防止策等について公表（以下「前回公表」という。）いたしました。引き続き、独自に調査に取り組むとともに、外部公認会計士にも精査を依頼していたところ、このたび、調査結果等を取りまとめた報告書（以下「報告書」という。【別添1】）が提出され、それらを踏まえた調査結果及び財団の対応等を改めて取りまとめましたので、概要を公表いたします。

また、この調査の過程で新たに確認された不適切事案についても、併せて報告いたします。

関係者の皆様に対し、公益法人としての信頼を損なう事態を生じさせたことを深くお詫び申し上げますとともに、再びこのような事案を生じさせないという決意の下、役職員一丸となって信頼回復に全力で取り組んでまいります。

1 外部公認会計士による調査結果の概要

(1) 財団におけるこれまでの調査手法の適正性の確認

財団では、出金状況と通帳との照合、平成28年度以降の総勘定元帳と帳票書類の照合などを行った結果、前回公表において、不適切な会計処理の内容を次のとおり公表しました。

	項目	不適切な会計処理の内容	件数	正味財産への影響額(円)
1	未収金	支払基金、国保連合会(保険者)に対する診療報酬再請求分の重複計上	60	△ 45,587,745
2	未収金	会計システムへの入力誤り	21	△ 35,453,123
3	未収金	会計システムへの誤計上	3	△ 31,837,372
4	未収金	計上科目等の誤り	3	△ 548,065
5	未収金	その他の計上誤り	4	388,990
6	未払費用	計上漏れ	-	△ 6,229,947
7	未収金	内容不明分	-	(※1) △ 32,654,072
合 計			91	△ 151,921,334

その際、財団において取りまとめた「各年度の誤計上額等の内訳表」（上記の表を年度ごとに集計したもの【別添2】）について、今回、3名の外部公認会計士により、振替伝票や附属病院収入調定書の金額等と、総勘定元帳の金額とを突合した結果、全て一致したため、記載金額は適切であり、この内訳書【別添2】は正しく作成されているとの調査結果でした。

(2) 内容不明な未収金約 3,200 万円 (※1) に係る不適切な会計処理の調査結果【別添 3-I】

前回公表時点において、内容が不明であった約 3,200 万円 (※1) について、その後、財団において引き続き調査を継続した結果、総勘定元帳と売上台帳、収入調定書との突合により、21,117,603 円 (※2) の齟齬が判明し、外部公認会計士において、この金額について、調査手法・資料を精査したところ、財団の調査結果は適切であったことが確認されました。

また、残りの内容不明な未収金約 1,100 万円について、財団と外部公認会計士の双方で、平成 13 年度から平成 27 年度の総勘定元帳を中心に、未収金の相手勘定において想定されない勘定科目や、月次未収金残高における著しい増減等を確認しましたが、新たな内容の解明には至りませんでした。

(3) 調査の過程で新たに判明した不適切事案 (CT 検査収入)【別添 3-II】

① 概要

前回公表後も、附属病院特別会計における調査を継続する中で、胸部 CT 検査の肺がん検診における実用化を目指した調査研究事業（以下「調査研究事業」という。）に関連し、財団が受託した一部の CT 検査業務について、1,598,974 円 (※3) の受託収入が財団会計に入金されていないことが判明しました。

また、上記収入の使途が不明であるため、財団病院会計担当者（以下「当該職員」という。前回公表の当該職員と同一人物）をはじめ関係職員に対する聴取のほか、警察への相談や、弁護士法に基づく銀行照会等を行い、解明に努めましたが、当該職員が購入したと主張するように一部病院の備品等に支出されたことが推定されるものの、明確な使途の特定には至りませんでした。

② 当該事案固有の原因

CT 検査業務は財団が受託したものであり、財団収入に計上すべきところ、当該職員のずさんな事務処理により、財団収入に計上せず処理していたものがあることや、その経理処理や備品管理も極めてずさんであったことなどが、当該事案固有の原因と考えられます。

このほか、一連の不適切な会計処理における原因と同様に、病院及び財団全体におけるガバナンス不足とコンプライアンスの欠如が大きな要因と考えられます。

③ 未然防止対策

CT 検査業務に係る収入は、直接病院特別会計の口座に入金されるよう既に変更したところであり、また、財団に入金された現金は、速やかに金融機関に引き継ぐよう規則改正するほか、監事（公認会計士）による重点的な監査などにより、未然防止を図ってまいります。

これらのほか、既に公表した改善・再発防止策についても、引き続き徹底してまいります。【別添 4】

2 令和6年度決算における対応

国が示す会計基準においては、必ずしも過去の財務諸表に遡及した処理を求めていること及び上記の結果を踏まえ、一連の不適切会計処理に関する事案及びCT検査収入に関して、令和6年度決算において、次のとおり修正を行うことといたします。

(1) 不適切な会計処理に関する修正【別添3-I】

当財団では、内容不明な未収金約32,654,072円（※1）について、令和5年度決算において長期未収金と長期未収金貸倒引当金に計上処理しておりますが、今回、そのうち21,185,583円（※4）の内容が確認され、依然として不明な未収金は11,468,489円となりました。しかしながら、この未収金は過去からの会計処理の誤謬が蓄積された結果と考えられ、報告書においても、こうした判断の下、令和6年度決算において32,654,072円（※1）の全額を引当金と相殺することが妥当との意見があったことから、長期未収金と長期未収金貸倒引当金の全額を相殺します。（正味財産に影響はありません。）

(2) CT検査業務に関する修正【別添3-II】

- ①平成28,29,令和4年度決算において未計上であった収入1,940,914円（※5）及び支出409,920円（※6）を令和6年度決算に計上します。
- ②67,980円（※7）については、内容不明な未収金約3,200万円の一部と判明したため、長期未収金貸倒引当金と相殺します。（（1）の修正に含まれています。）
- ③不明金1,598,974円（※3）から67,980円（※7）を除いた1,530,994円を雑損失として、①で計上した未収金（※5）から減額します。

3 財団におけるその他の対応等

調査の過程で、当該職員から、今回の不明金について自らの管理責任を認め、相当額を弁済する旨申し出があり、当財団では、正味財産の過大計上に係る事案及び使途不明金を生じさせたことに関する当該職員からの謝罪を受け、1,598,974円（※3）の弁済を受け入れたものです。

また、これら一連の不適切な会計処理の責任を鑑み、専務理事及び附属病院長兼理事は、報酬の一部（月額報酬の10分の1）を1か月分自主返納することといたしました。なお、当該職員は、令和7年1月末に自主退職しております。

4 今後について

当財団においては、今回新たに発覚したCT検査業務の収入未計上等の事案を含め、一連の不適切な会計処理事案等の未然防止の一環として、本日の理事会においてコンプライアンス最優先宣言【別添5】を発し、全ての役職員に周知するとともに、不適切事案を早期に捕捉するための外部通報窓口を設置するほか、前述の改善・再発防止策等を着実に実施することにより、二度とこのような事案を生じさせないよう、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

【お問合せ先】電話番号 086-246-6254（代表） 担当：鈴木、矢島、中西
受付時間 9時～17時（土日祝除く。）

【別添1】不適切な会計処理にかかる病院特別会計の調査結果について

令和7年1月31日

公益財団法人岡山県健康づくり財団 御中

不適切な会計処理にかかる病院特別会計の調査結果について

公認会計士 中西 崇陽

公認会計士 森江 俊介

公認会計士 島田 侑輝

1. 調査の概要

令和5年度に公益財団法人岡山県健康づくり財団（以下「財団」という。）の病院特別会計において不適切な会計処理が発覚した。当該不適切な会計処理について財団監事等を中心として不正の原因調査、財務諸表への影響額等の解明が行われた。

今回、財団は岡山県公益認定等委員会から上記財団監事等がおこなった調査が妥当であるかどうか等について外部専門家（複数人）により検証するように求められた。この調査は、当該要請に応じて実施する調査である。

2. 調査を担当した外部専門家

中西 崇陽 公認会計士 （中西崇陽公認会計士事務所）

森江 俊介 公認会計士 （森江会計事務所）

島田 侑輝 公認会計士 （島田侑輝公認会計士事務所）

3. 現地調査日時・場所

日時：令和7年1月20日 9時30分～16時30分

場所：岡山県健康づくり財団 3階研修室1

この他、各会計士が現地調査の事前・事後に適宜資料を受領し各事務所にて調査を実施した。

4. 当調査における依頼事項

- A. 前監事（公認会計士）と財団により実施した調査（平成28年度以降）の適正性の確認
- B. 現時点で、内容不明な未収金約32百万円にかかる不適切な会計処理の解明
- C. CT検査業務における不適切な会計処理の解明と今後の対応

5. 実施した調査手続きと結論

A. 前監事と財団による調査（平成 28 年度以降）の適正性の確認について

（概要説明）

令和 4 年度末時点の未収金の過大計上が 145 百万円、未払費用の過少計上が 6 百万円見つかつた。前監事と財団によって未収金 113 百万円及び未払費用 6 百万円については既に調査され誤謬の原因が解明されている。

今回、上記の財団等により解明された誤謬額（未収金 113 百万円及び未払費用 6 百万円）について再度検証を実施した。

（実施した調査手続き）

前監事と財団とで未収金の過大計上及び未払費用の過少計上について「各年度の誤計上額等の内訳表」が作成されている。この資料には未収金 113,124,755 円の内訳明細及び未払費用 6,229,947 円が記載されている。

この内訳書の金額が適切かどうかについて、基礎資料である振替伝票、附属病院収入調定書の金額等と総勘定元帳の金額とを突合した。

（結論）

基礎資料及び総勘定元帳と「各年度の誤計上額等の内訳表」を突合したところ全て一致した。

「各年度の誤計上額等の内訳表」に記載されている金額は適切であるとの心証を得た。よって、前監事と財団によって作成された「各年度の誤計上額等の内訳表」は正しく作成されているとの結論を得た。

B. 内容不明な未収金約 32 百万円にかかる不適切な会計処理の解明について

（概要説明）

前監事と財団により未収金の過大計上 145 百万円のうち 113 百万円については既に解明されている。これについては当報告書の「5.A.」にて再検証をおこない前監事と財団の検証結果に問題なしとの心証を得ている。残りの未収金過大計上額 32 百万円について解明を試みた。

（実施した調査手続き）

調査時点において、財団による追加調査によって上記未収金過大計上額 32 百万円のうち新たに 21 百万円の内容不明金の解明が行われていた。追加調査で明らかになった 21 百万円の確認と残りの内容不明な未収金 11 百万円について調査を行った。

（1）財団の追加調査によって明らかになった 21 百万円について

総勘定元帳と売上台帳の突合及び総勘定元帳と収入調定書（診療報酬請求額・入金額・調整額記載内容）の突合については財団の調査により行われているため、総勘定元帳と売上台帳の突合及び総勘定元帳と収入調定書については、財団の調査資料を閲覧し、調査が適切に行われているかどうかについて確認した。

(2) 内容不明な 11 百万円の調査について

平成 13 年度から平成 27 年度の総勘定元帳を中心に下記の手続を実施した。なお、平成 28 年度から令和 4 年度までの調査は「A. 前監事（公認会計士）と当財団により実施した調査（平成 28 年度以降）の適正性の確認」により調査が行われているため、調査対象を平成 13 年度から平成 27 年度とし、以下の手続を実施した。

- ①総勘定元帳より、未収金計上の相手勘定において、通常想定されない勘定科目（未払費用等の負債勘定や費用勘定）となっているものの有無を確認した。
- ②月次の未収金残高の推移を確認し、著しい増減の有無を確認した。
- ③未収金の大部分の回収サイトが 2 ヶ月であることから、未収金の回転期間が回収サイトと大きく乖離していないかどうかについて確認を行った。

(結論)

(1) 財団の追加調査によって明らかになった 21 百万円について

財団の追加調査によって明らかになった 21 百万円について調査が適切に行われていることを確認した。

(2) 内容不明な 11 百万円の調査について

未収金計上の相手勘定において、一部、未払費用にて計上されていたものが検出されたが、財団の追加調査によって新たに解明した 21 百万円に含まれていたため、追加的な解明には至らなかった。

また、月次の未収金残高の推移を確認したが、著しい増減は認められず、加えて、未収金の回転期間を確認したが、回収サイトである 2 ヶ月から大きく乖離するような事実は認められなかった。

以上の調査手続を実施した結果、11 百万円に関する追加的な解明には至らなかった。

よって、内容不明な未収金 32,654,072 円のうち、21,117,603 円の誤計上が確認された。なお、「C. CT 検査業務における不適切な会計処理の解明と今後の対応について」によって確認された 67,980 円と合計すると、21,185,583 円となり、現時点での内容不明な未収金は、11,468,489 円となった。

C. CT 検査業務における不適切な会計処理の解明と今後の対応

(概要説明)

財団を受託者として、CT 肺がん検診無作為化比較試験における CT 検査業務を平成 28 年度、平成 29 年度、令和 4 年度に実施している。当該契約による収入・支出については最終的には財団の預金の増減として反映されるべきであるが、一部のみしか反映されていない。

預金の増減が一部のみしか反映されていない事実及び影響額について調査を実施した。そしてあるべき会計処理について検討を加えた。

(実施した調査手続)

(1) 検査の実在性

①目的

前提となる請求額自体の正確性を検証するため、未検査の架空検査で無いことを確認する。

② 手続詳細

委託者に対して発行した請求書（平成 28 年度分、平成 29 年度分、令和 4 年度分）に記載された検査件数について、財団が保管している検査結果ファイルと突合した。

③ 結果

委託者に対して発行した請求書（平成 28 年度分、平成 29 年度分、令和 4 年度分）に記載された件数合計と検査結果ファイルの検査件数が一致した。これにより架空請求でないとの心証を得た。

(2) 科目誤りの可能性

① 目的

財団自体の調査結果において未記帳の検査金額について、仮受金・預り金等の他科目を用いて記帳していないかを確認する。

② 手続詳細

平成 28 年度から令和 4 年度の総勘定元帳の仮受金及び預り金並びに仮払金を通査して、摘要に記載している文言に当該受託報酬に関連する文言が含まれていないかを確認する。

③ 結果

平成 28 年度から令和 4 年度の総勘定元帳の仮受金及び預り金並びに仮払金を通査した結果、摘要に記載している文言に、当該受託報酬に関連する文言が含まれていない事を確認した。これにより科目誤りではなく、1,598,974 円の現金については、入金されていないことが確認され、財団の調査結果通り未記帳であるとの心証を得た。

また、財団により領収書、請求書、通帳、伝票等証憑書類の確認は行われており、会計帳簿等を通じて入金を確認できない現金 1,598,974 円の用途についての解明は困難であるとする。

(結論)

上述の手続により検査の実在性及び未記帳である事の心証が得られたため、平成 28 年度以降の過年度の財務諸表を修正する必要がある。然しながら「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」問Ⅵ－4－④によると公益法人の過年度遡及基準の適用は任意である。そのため進行期たる令和 6 年度において修正する事が経理事務コストの観点からも望ましいと判断する。

なお、進行期において修正する場合の仕訳については以下の通りである。

・平成 28 年度分修正

（請求書発行済未計上）

（借） 未収金 585,600 円 （貸） 雑損失（経常外） 585,600 円

（受託経費未計上）

（借） 雑損失（経常外） 409,920 円 （貸） 未収金 409,920 円

- ・平成 29 年度分修正
(請求書発行済未計上)
(借) 未収金 1,185,314 円 (貸) 雑損失(経常外) 1,185,314 円
- ・令和 4 年度分修正
(請求書発行済未計上)
(借) 未収金 170,000 円 (貸) 雑損失(経常外) 170,000 円
- ・平成 28 年度分、平成 29 年度分、令和 4 年度分修正の未収金残高の修正
(借) 雑損失(経常外) 1,530,994 円 (貸) 未収金 1,530,994 円
- ・不明な未収金 32 百万円に含まれ、長期未収金として計上されている内訳の修正
(借) 貸倒引当金 67,980 円 (貸) 長期未収金 67,980 円

【総括】

当財団で説明された 113 百万円(当報告書 5.A.参照)及び 21 百万円(当報告書 5.B.参照)の適正性については当調査で確認できた。さらに内容不明な未収金 11 百万円についても調査をおこない差額の全てを説明しようと試みたが説明に至らなかった。

私たちの調査の他に、財団は不適切な会計処理をおこなった関係者に対し弁護士等を加えた上で調査・質疑応答をおこない不適切な会計処理の解明に努めているが、会計処理から長い時間を経ており明確な回答は得られていないようである。

今回の調査によっても、依然として不明な未収金が残ることとなってしまったが、不明な未収金は過去からの会計処理の誤謬が蓄積された結果であると考えられ、これ以上の調査は難しいと考える。このことから、令和 5 年度決算において計上された長期未収金 32,654,072 円については、令和 6 年度決算においてその全額を引当金と相殺処理することが妥当であるとする。

6. 現在の内部統制の整備状況について

(概要説明)

令和 6 年 11 月 20 日に岡山県公益認定等委員会の立入検査があり指摘事項等が示された。このことについて財団が適切に対応しているか、そしてこれを反映した内部統制が適切に整備されているかについて検証した。

(実施した調査手続き)

- ①令和 6 年 9 月 13 日に実施した「財団の BCP マニュアル(案)と財団内部の公益通報規程の説明会」資料を確認した。
- ②令和 6 年 8 月 29 日及び 30 日に実施した「コンプライアンス研修」資料を確認した。
- ③令和 6 年 11 月 1 日に事務局長名で発出した資料「令和 7 年度組織・人事等の調査につい

て」から人事異動について当財団全体で検討していることを確認した。

④病院医事担当者が参加した診療報酬セミナー（日本経済新聞社主催）のWEB画面を確認した。

⑤新しく選任された監事（公認会計士）により、令和6年8月30日と11月1日に適切な監査が実施されていることを資料「第1回定期監査」「第2回定期監査」により確認した。

⑥会計帳簿の保存要件についての説明会をおこなっているかどうかについて「購買&内部通報説明会」案内資料を確認し、実施しているとの心証を得た。

⑦令和6年8月1日（木）の日計表にチェックした証跡が残っていること、及び出納責任者である財団本部事務局長の承認印があることを確認した。なお、従来は病院院長までの押印であり病院内のみのチェック体制であった。

⑧病院の物品購入時に購入伺い（病院：令和6年7月19日発議：デジタルX線透視診断装置の再リース）が財団本部に回議され決済区分に従った決済（押印）がなされていることを確認した。

⑨令和6年9月1日付で「未収金事務取扱要綱」の改正が行われ、滞り未収金について管理簿を事務局長に回覧する旨の規定等が追加されていることを確認した。その他、未収金管理の厳格化の規定が盛り込まれていることを確認した。

⑩医業未収金の計上時において、計上根拠資料が本部事務局長に回議され承認（押印）を得ていることを、回議書類「令和6年9月收入金額の確定について」により確認した。

⑪医業未収金の入金時の消し込み及び月末残高の妥当性について、報告書が本部事務局長に回議され承認（押印）を得ていることを、回議書類「令和6年度 月次貸借対照表残高報告書」により確認した。

（結論）

上記手順をおこなった結果、財団は岡山県公益認定等委員会の指摘について、適切な対応を進めているとの心証を得た。

また、医業未収金の計上、回収、残高について本部事務局長に回議され承認を得ていることも確認できた（上記⑩⑪）。なお、従来は病院会計内部のみで会計処理されていた。

加えて、従業員の研修、規定の改正も積極的におこなっていることも確認できた。そして、職員の異動についても現在検討していることも確認した。

今回の調査で、私たちは当財団の内部統制が大きく改善されており、今後は適切な会計処理が期待できると判断した。

【別添2】各年度誤計上額の内訳表

< 未収金 >

年度	内 容	件数	誤謬額	誤謬額(年度計)
平成28年度	① 会計システムへの入力誤り (消費税額の誤り)	1	223,400	223,400
平成29年度	② 会計システムへの入力誤り (貸借が逆の仕訳)	3	4,497,816	13,510,696
	③ 会計システムへの入力誤り (貸借の逆仕訳の修正)	3	-2,248,908	
	④ 会計システムへの入力誤り (金額の入力誤り)	4	10,000,000	
	⑤ 会計システムへの誤計上	1	1,261,788	
	⑥ 会計システムへの誤計上	1	10,575,584	
平成30年度	⑦ 結核検診収入の重複計上	1	105,679	11,249,803
	⑧ 計上科目誤り ※R5決算預り金相殺後費用処理	1	568,540	
	⑨ 会計システムへの入力誤り (金額の入力誤り)	2	1,615,814	
令和元年度	⑩ 計上科目誤り ※R5決算預り金相殺	1	46,490	1,682,779
	⑪ 計上科目誤り ※R5決算預り金相殺後収入計上	1	20,475	
	⑫ 会計システムへの入力誤り (貸借が逆の仕訳)	2	4,462,422	
令和2年度	⑬ 会計システムへの入力誤り (金額の入力誤り)	2	6,478,639	10,941,061
	⑭ 診療報酬の重複計上	26	12,645,881	
令和3年度	⑮ 会計システムへの誤計上	1	20,000,000	31,284,235
	⑯ 収入計上の漏れ ※R5決算未収金(収入)計上	1	-1,361,646	
	⑰ 診療報酬の重複計上	34	32,941,864	
令和4年度	⑱ 計上額の誤り (確認書類への転記ミス)	2	866,977	44,232,781
	⑲ 会計システムへの入力誤り (貸借が逆の仕訳)	4	10,423,940	
	⑳ 平成27年度以前誤謬額 内容不明分	-	32,654,072	
未収金 計 (A)		91	145,778,827	145,778,827

< 未払費用 >

年度	内 容	誤謬額	誤謬額(年度計)
令和3年度以前	㉑ 未払費用の計上漏れ	6,115,305	6,115,305
令和4年度	㉒ 未払費用の計上漏れ	114,642	114,642
未払費用 計 (B)		6,229,947	6,229,947

未収金・未払費用の誤謬額 (A+B)	152,008,774
--------------------	-------------

令和5年度正味財産(純資産) 減少額	151,921,334
--------------------	-------------

【内訳】	修正処理の内容	各科目への計上額	正味財産への影響額	
①～⑦⑨⑫～⑮⑰～⑲⑳㉑	特別損失の計上	120,080,843	120,080,843	減少
㉒	長期未収金への振替(同額貸倒引当金計上)	32,654,072	32,654,072	減少
⑪⑮	令和5年度決算 収入計上	1,382,121	-1,382,121	増加
⑧	令和5年度決算 費用処理	568,540	568,540	減少
⑩	令和5年度決算 預り金と相殺	46,490	0	増減なし
計			151,921,334	

【別添 3】

I. 内容不明な未収金約 3,200 万円に係る不適切な会計処理の調査結果

調査区分	年度	確認された 相違件数(件)	内容不明な未収金の内訳として 判明した金額 (円)	
① 総勘定元帳と売上台帳の突合	H14年度	4	3,099	1,980,896
	H15年度	4	△ 49,993	
	H16年度	4	20,815	
	H17年度	7	138,400	
	H18年度	10	245,953	
	H19年度	5	67,376	
	H20年度	13	147,782	
	H21年度	14	539,567	
	H22年度	14	379,789	
	H23年度	12	180,477	
	H24年度	6	52,010	
	H25年度	5	△ 5,501	
	H26年度	12	252,842	
	H27年度	1	8,280	
② 総勘定元帳と収入調定書の突合	H13年度	7	3,180,581	19,136,707
	H15年度	4	17,529	
	H17年度	1	10,091	
	H18年度	5	632,010	
	H19年度	1	33	
	H20年度	1	△ 270,000	
	H21年度	6	2,857,992	
	H22年度	4	12,980,579	
	H24年度	4	△ 98,446	
	H26年度	1	20	
③ CT検査業務における相違額	H28年度	1	△ 175,680	67,980
	H29年度	1	243,660	
合 計		149	21,185,583	21,185,583

(※2)
21,117,603

(※7)
67,980

(※4)
21,185,583

II. CT 検査業務における不適切な会計処理

①会計処理の状況

(単位：円)

年度	受託先からの 入金額	収入計上額 (A)	入金計上額 (B)	差額 (A-B)	支出計上額 (C)	出金計上額 (D)	差額 (C-D)
H28年度	585,600	0 (不足額 585,600)	175,680 (不足額 409,920)	△ 175,680 (不足額 175,680)	0 (不足額 409,920)	0 (不足額 409,920)	0
H29年度	1,428,974	243,660 (不足額 1,185,314)	0 (不足額 1,428,974)	243,660 (不足額 △243,660)	568,540 (不足額 0)	568,540 (不足額 0)	0
R4年度	170,000	0 (不足額 170,000)	0 (不足額 170,000)	0 (不足額 0)	77,000 (不足額 0)	77,000 (不足額 0)	0
合計	2,184,574	243,660 (不足額計 1,940,914)	175,680 (不足額計 2,008,894)	(※7) 67,980 (不足額 △67,980)	645,540 (不足額計 409,920)	645,540 (不足額計 409,920)	0

(※5)

(※6)

②現金の流れの状況

(単位：円)

年度	受託先からの 入金額	入金口座からの 引出し額 (C)	財団会計への 入金額 (D)	不明金 (C-D)
H28年度	585,600	585,600	585,600	0
H29年度	1,428,974	1,428,974	0	1,428,974
R4年度	170,000	170,000	0	170,000
合計	2,184,574	2,184,574	585,600	1,598,974

(※3)

【別添４】不適切な会計処理事案に係る改善・再発防止策の概要

改善・再発防止策の概要
(1) 業務プロセス及び内部統制システムに係る改善・再発防止策
① 未収金の毎月・年度末の残高管理の厳格化
② 未払費用にかかる会計処理方法の変更
③ 財団本部の会計と病院会計ソフトの統一
④ レセプト請求システムを活用した未収金管理等
⑤ 財団本部の会計担当者による病院会計の日々のチェック
⑥ 事務決裁規程の改正
⑦ 公認会計士によるチェック機能強化
⑧ 内部公益通報制度の活用
(2) 組織・人事に係る改善・再発防止策
① 病院事務部の体制見直し
② 積極的な人事異動
(3) コンプライアンス及び職員の資質等の向上
①コンプライアンス向上のための研修の実施
②病院事務部職員の資質向上研修への参加
③ 病院事業に対するガバナンス強化

コンプライアンス最優先宣言

○当財団は、事業活動の全てにおいてコンプライアンス遵守が最優先であることを、ここに宣言する。

- ・ 関係法令はもとより、財団諸規定を遵守し、常に倫理観を持ち、不正行為等は決して行わないこと。
- ・ 不正行為等を正当化する理由は存在せず、収入確保や、上司の指示等いかなる名目であっても、法令遵守が阻害されることは、決して許されないこと。

○当財団は、コンプライアンス最優先の取組を通じ、信頼を確保し、県民が安全に、安心して、健康に生活できる地域社会の創造を担うことを、改めてここに誓う。

2025(令和7)年3月14日

公益財団法人岡山県健康づくり財団

理事長 松 山 正 春